

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害は、障害等級第 14 級に該当するとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は○会社でオペレーターとして就労していた。平成○年○月○日自宅から会社まで原付バイクで出勤途上、赤信号で停車後、青信号に変わり発車直後にバイクの左後方部に乗用車が追突し転倒し負傷したものである。

請求人は、同日、○病院を受診し「左肘擦過創、腰部打撲」と診断され、同月○日○病院を受診し、「腰部挫傷、左大腿挫傷、左肩挫傷、頸部挫傷」と診断され治療の結果、平成○年○月○日治癒した。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は労災保険法施行規則別表第 1 に定める障害等級（以下「障害等級」という。）に該当する程度の障害の残存が認められないため、不支給の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

症状固定後も首、左肩、腰に痛みが残っており常時鎮痛薬や湿布を使用しないと生活できない。腰の痛みにより足がしびれ自家用車の運転が一切できない。

また、労災保険の障害認定を行った医師の行為、発言に対して不信感がある。

したがって、監督署長の不支給決定は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

(1) 機能障害

頸部、腰部、肩関節の機能障害については、地方労災医員意見よりその障害の原因となる他覚的所見が認められないものであり、障害等級に該当するものではない。

(2) 神経障害

請求人によると頸部、腰部、肩関節の疼痛を訴えるものであるが、地方労災医員意見より障害の原因となる他覚的所見が認められないものであり、障害等級に該当するものではない。

(3) 以上のことから、請求人に残存する障害は障害等級表に該当するものではない。

4 審査官の判断

(1) 頸部について A 労災医員は、「視診上は異常ない。可動性は屈伸が強く疼痛を訴えて不能」と意見している。B 労災医員は「各方向とも可動域は悪いが、疼痛部は左ソウボウ筋にある。神経根症状、脊髄損傷はない。」と意見している。

機能障害は運動痛のためと判断されるため障害等級第 14 級の 9 に該当するものと判断する。

(2) 腰部については、A 労災医員は、「可動性は筋抵抗強く強直性である。掌圧痛あり、仰臥位での

膝屈伸でも腰部に疼痛を訴える。下肢腱反射正常、ラセグーは陰性。」と意見している。B労災医員は「各方向とも腰痛で動きは悪い。疼痛は主として仙腸関節部にあつて、この部位の圧痛が強い。しかし、下肢には神経障害を示唆する所見はない。両ハムストリングスの拘縮が強い。腸関節には異常所見はない。」またレントゲン所見上「外傷性の変化はない。L4/5・L5/s の椎体前方に軽度の骨棘形成があつて同部位には軽度ながら前方左に縮像が認められる。」と意見しており、腰部については、機能障害は運動痛のためと判断されるため障害等級第14級の9に該当するものと判断する。

- (3) 肩関節については主治医の診断名は左肩挫傷のみであり、B労災医員は「両肩とも外転はほぼ正常まで動しうるし、筋力も低下はない臥位で外転はよりスムーズになる。」と意見しており、障害等級には該当しないものと判断する。
- (4) 以上のことから、請求人に残存する障害は頸部及び腰部に神経症状（障害等級第14級）が残存していると認められ、これらを併合の方法を用いて準用すると、障害等級準用第14級に該当するものと認められ、監督署長が請求人に対してなした障害等級には該当しないとしてこれを支給しないとした処分は取り消されるべきである。